

習志野市民間認可保育所運営費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、民間認可保育所の健全な運営及び児童の保育の内容の向上を図るため、習志野市民間認可保育所運営費補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し、習志野市補助金等交付規則(平成20年規則第12号。以下「交付規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 民間認可保育所 児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第35条第4項の規定により千葉県知事の認可を得て設置されている法第39条第1項に規定する市内の施設で、市長が別に定める基準を満たしているものをいう。
- (2) 基本保育分 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第34条に原則として定められている、1日につき8時間の保育の実施に係る費用をいう。
- (3) 特別保育分 基本保育分以外の保育の実施に係る費用をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金交付の対象者は、市内において市長が法第24条第1項の規定により保育する必要があると認める児童を現に保育している民間認可保育所を設置するものとする。

(補助対象経費等)

第4条 補助金の交付の対象となる事業及び経費並びに交付基準額は、次の各号の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。ただし、補助金額は予算の範囲内において市長が定める金額とし、千円未満についてはこれを切り捨てるものとする。

- (1) 基本保育分 基本保育分に係る事業内容及び補助基準(別表第1)に定めるとおりとする。
 - (2) 特別保育分 特別保育分に係る事業内容及び補助基準(別表第2)に定めるとおりとする。
 - (3) 前2号に定めるもののほか助成対象とする費用 その他分の事業内容及び補助基準(別表第3)に定めるとおりとする。
 - (4) 補助金の額は、補助事業ごとの交付基準額により算定された額又は実際の当該補助対象経費に相当する額(寄付金その他の収入額を控除した額)のうちいずれか少ない方の額とする。
- 2 前項の規定により補助金の交付の対象となる事業のうち、習志野市民間認可保育所設置及び運営に関する基準(以下「市基準」という。)において配置すべき職員の数が定められているものについては、その数の職員を配置していなければならない。

(交付の条件)

第5条 市長は、補助金の交付の目的を達成するために、次の各号のとおり条件を付するものとする。

- (1) 関係法令等に従い、適正な施設運営を行うこと。
- (2) 事業を中止又は廃止しようとする場合は、中止又は廃止しようとする日の1年前までに市長に申し出て、市長の承認を受けること。
- (3) 補助対象事業に係る収支予算書、事業計画書、決算報告書及び事業報告書を事業完了後5年間保管しておくこと。
- (4) その他市長が必要と認める条件

(交付の申請)

第6条 補助金の交付の申請をしようとする者は、次の表に定める区分に従い、習志野市民間認可保育所運営費補助金交付申請書(別記第1号様式)を市長に提出しなければならない。

区分	補助対象期間
第1期	4月から9月まで
第2期	10月から3月まで

2 前項に規定する申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第1号に掲げる書類については、当該年度2回目以降の申請の場合で、内容に変更がないときは省略することができる。

- (1) 習志野市民間認可保育所運営費補助金交付申請に係る基本情報(別記第2号様式)
- (2) 習志野市民間認可保育所運営費補助金補助額一覧表(別記第3号様式)
- (3) 習志野市民間認可保育所運営費補助金支出額内訳書(別記第4号様式)

(実績報告)

第7条 補助事業者等は、補助事業等が完了したとき(補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。)は、習志野市民間認可保育所運営費補助金実績報告書(別記第5号様式)に前条第2項第2号及び第3号に規定する書類及び実績報告に係る添付書類一覧(別表第4)に定める書類を添付して、市長が別に定める日までに市長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、市長が認めるものについては、前条に定める交付の申請(この項の適用を受けようとする旨を記載したものに限る。)及び実績報告に係る添付書類一覧に定める書類の提出をもって実績報告に代えることができる。

(交付の特例)

第8条 市長は、概算払により補助金を交付することができる。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年11月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年10月16日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年5月7日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年3月7日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年3月1日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年11月30日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年8月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月27日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年 3月27日から施行し、令和2年1月16日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年 4月 1日から施行する。